平成３０年３月作成

○○○○園運営規程（保育所用）

　（事業所の名称等）

第１条　（法人名）が設置するこの保育園（または認定こども園等）の名称及び所在地は，次のとおりとする。

　(1)　名　称　　○○○○園

　(2)　所在地　　豊中市△△・・・・・

　（施設の目的及び運営方針）

第２条　○○保育園（以下「当園」という。）は，保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ，保育事業を行うことを目的とする。

２　当園は，保育の提供に当たっては，入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

３　当園は，保育に関する専門性を有する職員が，家庭との緊密な連携の下に，園児の状況や発達過程を踏まえ，養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　当園は，園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら，園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

５　当園は，「豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日　条例第59号）」その他関係法令を遵守し，事業を実施するものとする。

　（利用定員）

第３条　当園の利用定員は，子ども・子育て支援法（以下，「法」という。）第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに，次のとおり定める。

　(1)　法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上児。以下「２号認定子ども」という。）　○○人

　(2)　法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち，満１歳以上の子ども　　○○人

　(3)　３号認定子どものうち，満１歳未満の子ども　　○○人

　（提供する保育等の内容）

第４条　当園は，保育所保育指針に基づき，以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

　(1)　特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し，当該支給認定における保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

　(2)　時間外保育

　　　就労等の理由により，支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は，当該支給認定に係る園児に対し，第７条に規定する時間の範囲内において，法第５９条第１号に規定する時間外保育を提供する。

(3)　一時預かり保育事業　※実施する場合、記載してください。

　　　家庭において保育（養護及び教育（児童福祉法第３９条の２第１項に規定する満３歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより主として昼間の保育所において一時的に預かり、法第５９条第１項第１０号に規定する必要な保護を行う。

(4)　病児保育事業（体調不良児型）　※実施する場合、記載してください。

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった未就学児童であって、疾病にかかっているものについて保育所において、法第５９条第１項第１１号に規定する保育を提供する。

　(5)　食事の提供　※下記のいずれかを記載してください。

　　　自園で調理した給食を提供する。

　　　自園で委託事業者が調理した給食を提供する。

　　　委託事業者が調理した給食を当園に搬入し提供する。

　(6)　土曜日共同保育　※実施する場合、下記のいずれかを記載してください。

　　　（実施施設の場合）

豊中市土曜日共同保育実施要綱に基づき、土曜日共同保育依頼施設の利用児童に対し、毎週土曜日（12月29日から1月3日、祝祭日を除く。）当施設において保育を提供する。

（依頼施設の場合）

豊中市土曜日共同保育実施要綱に基づき、当施設の利用児童に対し、毎週土曜日（12月29日から1月3日、祝祭日を除く。）◆◆（◆◆には実施施設名を記載）において保育を提供する。

　(7)　その他保育に係る行事等

　（職員の職種，員数及び職務の内容）

第５条　保育の実施に当たり配置する職員の職種，員数及び職務内容は，次のとおりとする。

　(1)　園長　1名（常勤専従）

　　　園長は，職員及び業務の管理を一元的に行い，職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに，園児を全体的に把握し，園務をつかさどる。

　(2)　主任保育士　１名（常勤専従）

　　　主任保育士は，地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに，園長を補佐し，保育内容について他の保育士を統括する。

　(3)　保育士　○○名（常勤専従○○名，非常勤○○名）

　　　保育に従事し，その計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。

　(4)　栄養士　○名（常勤専従）

　　　園児の発達段階に応じ，０歳児の離乳食，１～２歳児の幼児食及び３歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

　(5)　調理員　○名（常勤専従○名，非常勤○名）

　　　栄養士の作成した献立に基づき，給食及びおやつを調理する。

(6)　嘱託医（内科、歯科、眼科、耳鼻科）　各1名（常勤専従○名，非常勤○名）

　　　嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

(7)　看護師　○名（常勤専従○名，非常勤○名）

　　園児の看護および保健衛生の業務を行う。

(8)　事務員　○名（常勤専従○名，非常勤○名）

　　園運営の事務等の役割を行う。

　（保育を提供する日）

第６条　保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。ただし，年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日を除く。

　（保育を提供する時間）

第７条　保育を提供する時間は，次のとおりとする。

　(1)　保育標準時間認定に係る保育時間

　　　７時から１８時までの範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお，上記以外の時間帯において，就労等の理由により保育が必要な場合は，１９時までの範囲内で，時間外保育を提供する。

　(2)　保育短時間認定に係る保育時間

　　　９時から１７時までの範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお，上記以外の時間帯において，就労等の理由により保育が必要な場合は，７時から９時まで、１７時から１９時までの範囲内で，時間外保育を提供する。

　（利用者負担その他の費用の種類）

第８条　当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は，その支給認定を受けた市町村に対し，当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

２　当園は，支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において，災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については，当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合，当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう，特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

３　当園は，前項の支払を受けるほか，特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち，別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

　（利用の開始に関する事項）

第９条　当園は，市町村から保育の実施について委託を受けたときは，これに応じるものとする。

　（利用の終了に関する事項）

第１０条　当園は，以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

　⑴　園児が小学校に就学したとき。

　⑵　２号認定こどもの支給認定保護者が，法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

　⑶　３号認定こどもの支給認定保護者が，法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

　⑷　その他，利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

　（緊急時における対応方法）

第１１条　当園の職員は，保育の提供を行っているときに，園児に病状の急変，その他緊急事態が生じたときは，速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等，必要な措置を講じるものとする。

２　保育の提供により事故が発生した場合は，豊中市及び園児の保護者等に連絡するとともに，必要な措置を講じるものとする。

３　当園は，事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに，事故発生の原因を解明し，再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には，損害賠償を速やかに行うものとする。

　（非常災害対策）

第１２条　非常災害に備えて，消防計画等を作成し，防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め，少なくとも毎月１回以上，避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

　（虐待の防止のための措置）

第１３条　当園は，園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

　（記録の整備）

第１４条　当園は，保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存するものとする。

　⑴　保育の実施に当たっての計画

　⑵　提供した保育に係る提供記録

　⑶　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第１９条に規定する市町村への通知に係る記録

　⑷　保護者からの苦情の内容等の記録

　⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

　（連携施設）　※連携先になる場合、記載してください。

第１５条　当園は、○○保育園（豊中市○○１丁目○-○-○）の連携施設として以下に掲げる内容について連携するものとする。

※複数施設がある場合は施設ごとに連携内容を記載する。

(1)　食事の提供

　(2)　嘱託医による健康診断等

　(3)　屋外遊戯場の利用

(4)　行事への参加による合同保育の実施や保育内容の相談、助言

　(5)　当該施設職員の病気、休暇等時の代替保育に関する後方支援

(6)　卒園後の受け入れ

（２号３歳児枠　　　人　、１号３歳児枠　　　人）

　（その他運営に関する重要事項）

第１６条　その他、本規程に記載以外の重要事項は「園のしおり」のとおりとする。

附　則

　この規程は，平成●●年●月●日から施行する。

別　表

１　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容，負担を求める理由  及び目的 | 金額 |
| 主食給食費  （２号認定こどものみ） | 主食費 | 月額　　１，０００　円 |
| ○○に係る費用 |  | 月額　　　　　　　　円 |
| ○○費 |  | 月額　　　　　　　　円 |
| ○○費 |  | 年額　　　　　　　　円 |

＜例＞

・○○行事に係る費用

・制服代

※　当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付する。

２　延長保育に係る利用者負担

　　1時間200円

３　保育の提供に要する特定負担額

|  |  |
| --- | --- |
| 内容，負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|  | 月額　　　　　　　　円 |
|  | 月額　　　　　　　　円 |
|  | 年額　　　　　　　　円 |